平成２７年（フ）第４７号
高知県四万十市佐岡1040番地　ユニオンハイツ　103号室
債務者　池本　育生
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４８号
高知県四万十市佐岡1040番地　ユニオンハイツ　103号室
債務者　池本　里美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１６１号
千葉県柏市中原１丁目15番10号
債務者　松影　一郎
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４６号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目９番25―503号　カーサ天王台
債務者　石井　進一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢23番地１
債務者　長根　　澪
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１２８号
千葉県印西市木下東２丁目13番地１　パラドール石川203号
債務者　田中　伸吉
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２９号
千葉県印西市木下東２丁目13番地１　パラドール石川203号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１３０号
千葉県成田市公津の杜４丁目12番地（プロシードＣＯ―Ｚ東館403号室）
債務者　小松　由実
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３９号
神奈川県厚木市下依知1167番地　サンシャイン細山Ａ―103
債務者　三浦　隆行
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２号
山口県周南市大神１丁目２番１―305号
債務者　久保　静枝
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１７号
熊本県菊池市隈府1512番地10
債務者　大野　理香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
栃木県日光市文挟町16番地32、前住所東京都練馬区北町３丁目16番13号　日交練馬㈱305号室
債務者　塚尾　真一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
長崎県島原市上の原３丁目6618番地７
債務者　平原　明子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長崎県雲仙市国見町多比良丙1172番地　国見町多比良教職員住宅６号
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1735番地１　エラブル102
債務者　秋葉　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部